

奈良県知事 殿

申請日 令和 年 月 日

令和6年度 公立大学法人奈良県立大学附属高等学校奨学給付金申請書【家計急変用】

公立大学法人奈良県立大学附属高等学校奨学給付金の給付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

Application form with fields for applicant details, student information, and school details.

全員記入

【1】申請区分について

申請される世帯区分に○を記入してください。(1箇所のみ記入してください。)

Table for household classification with columns for application type and household category.

【2】保護者等の所得の状況について

(1) 次の者の課税証明書等を提出します。①から⑤の中から、該当するものを選択(☑)してください。

Form for reporting income status of guardians and other individuals.

※1 ①②の主たる生計維持者：生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から基準日まで生計を維持する者(①の場合は父と母、②の場合は父又は母)に変更がない場合に該当

(2) 次の必要書類を添付します(☑)。必ずすべての書類を添付してください。

Form for listing required documents to be attached.

必要書類を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄((1)⑤にシ印を付けた場合は不要です。)

Table for recording names and relationships of guardians and students.

【4】 扶養親族の状況について

(1) 基準日現在の世帯員の扶養状況について、**該当するものを選択(☑)**してください。

- 対象となる高校生の他に、高校生等または15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている**兄・姉・弟・妹がいます。** →次の【4】(2)を記入してください。
- 対象となる高校生の他に、高校生等または15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている**兄・姉・弟・妹はいません。** →【5】へ進んでください。(2)の記入は不要です。

(2) 表面の【1.申請区分について】で、申請区分②に該当する場合のみ、記入してください。

基準日現在の、世帯全員の状況を記入してください。

※続柄は、対象となる高校生を基準としてください

続柄	氏名	生年月日	年齢	職業又は学校名・学年	給付金の申請の有無	申請区分②に該当する扶養者★
対象となる生徒本人		S・H・R / /			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		S・H・R / /			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		S・H・R / /			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		S・H・R / /			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		S・H・R / /			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		S・H・R / /			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

★対象となる高校生以外の、高校生等または15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹に○印を記入してください。

【5】 確認事項

下記の事項について確認のうえ、**口にし点をつけ(☑)、6に受給回数を記入**してください。

- 1. 本申請書及び添付書類等の記載内容に**相違のない**ことを誓約します。
- 2. 申請書類に虚偽の記載を行うことにより、本来受けることができない給付金の給付を受けた場合、給付決定を取り消し、奈良県の求めに従い、その全額を直ちに返還しなければならないことについて、了承します。
- 3. 私は、今年度、対象となる高校生※について、**奈良県及び奈良県以外の都道府県に奨学給付金の申請は行っておりません。**
- 4. 私は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による高校生本人に係る生業扶助(高等学校等就学費)が措置されてる世帯ではありません。
- 5. この申請の対象となる高校生は、児童福祉法による**児童入所施設措置費**(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の**支弁対象ではありません。**
- 6. 高校生※について、高校生等奨学給付金をこれまでに受給した回数は、()回です。

※この申請書の対象となる高校生のことです。

【1】で②区分を選択された方は記入

全員記入